



2025年5月 新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn



内容

<u>1</u>	1 6 区域税務支局発行の個人所得税に関連する税務政策に関するオフィシャルレター・第5141/CCTKV.XVI-QLDN2号	PIT
<u>2</u>	2025年5月5日付け、1 6 区域税務支局発行の出張費に対する税務政策に関するオフィシャルレター・第5142/CCTKV.XVI-QLDN2号	PIT
<u>3</u>	2025年5月9日付け、税務局発行の仲介手数料費用に対する税務政策に関するオフィシャルレター・第1105/CT-CS号	PIT
<u>4</u>	2025年5月16日付け、16区域税務支局発行の健康保険および生命保険の保険料に対する個人所得税に対する税務方針に関するオフィシャルレター・第7813/CCTKV.XVI-QLDN2号	PIT
<u>5</u>	2025年5月13日付け、15区域税務支局第発行の個人所得税の政策に関するオフィシャルレター・第817/CCTKV.XV-QLDN5号	PIT
<u>6</u>	2025年5月7日付け、税務局発行の非売品のサンプルに対する法人税に関するオフィシャルレター・第1073/CT-CS号	CIT

内容

<u>7</u>	2025年5月9日付け、税務局発行の仲介手数料費用に対する税務政策に関するオフィシャルレター・第1105/CT-CS	CIT
<u>8</u>	2025年5月26日付け、15区域税務支局発行の観光・リゾート用ヴィラの販売完了後に発生するプロジェクト管理費、広告・マーケティング費用、および仲介手数料に対する法人税の政策に関するオフィシャルレター・第1408/CT-CS号	CIT
<u>9</u>	2025年5月28日付け、税務局発行の企業の研修活動に係る法人税優遇政策に関するオフィシャルレター・第1430/CT-CS号	CIT
<u>10</u>	17区域税務支局発行の水道料金およびごみ処理費の代理徴収に対する付加価値税率の確定に関するオフィシャルレター・第733/CCTKVII-QLDN1号	VAT
<u>11</u>	2025年5月8日付け、税務局発行の付加価値税政策に関するオフィシャルレター・第1089/CT-CS号	VAT
<u>12</u>	2025年5月13日付け、税務局発行の税務政策に関するオフィシャルレター・第1160/CT-CS号	VAT

内容

<u>13</u>	2025年05月05日付け、15区域税務支局発行の税務政策に関するオフィシャルレター・第1928/CCTKV15-QLDN3-DON号	VAT
<u>14</u>	2025年05月20日付け、15区域税務支局発行の付加価値税（VAT）還付に関するオフィシャルレター・第2521/CCTKV15-QLDN3-DON号	VAT
<u>15</u>	2025年5月23日付、16区域税務支局発行の税務政策に関するオフィシャルレター 第2223/CCTKV18-QLDN2号	FCT
<u>16</u>	2025年5月16日付け、電子商取引税務支局発行の外国事業者に対する直接的な税務管理機関の変更に 関する通達・第08/TB-TMĐT号	OTH
<u>17</u>	2025年05月19日付け、16区域税務支局発行の米ドル建て財務諸表をベトナムドン建てに換算に関する オフィシャルレター・第7902/CCTKV.XVI-QLDN2号	OTH
<u>18</u>	2025年付け、7 区域税務支局タイグエン市の地域税務機関発行の政令・第70/2025/NĐ-CPに基づく 電子インボイスの作成ガイドラインに関するガイダンスであるオフィシャルレター・第2921/ĐTTNG- QLDN号	INV

1 退職者の失業手当に対する個人所得税

1 6 区域税務支局発行の個人所得税に関連する税務政策に関するオフィシャルレター・第5141/CCTKV.XVI-QLDN2号

企業が、労働法典および社会保険法の規定に従い、適正な対象者に対して法定の基準額で退職者への失業手当を支給する場合、当該手当は、通達・第111/2013/TT-BTC号第2条2項bのb.6の規定に基づき、労働者の給与、賃金からの個人所得課税所得に含めない。

国会の労働法典・第45/2019/QH14号に規定された基準を超えて支給される退職者への失業手当に関しては、企業は当該手当を給与、賃金と合算し、支給前に部分累進税率により個人所得税を源泉徴収する必要がある。退職手当が労働法典および社会保険法に基づく適正な基準で支給される場合は、通達・第96/2015/TT-BTC号第4条の規定に基づき、法人税の課税所得を算定する際に損金として算入することができる。

2 労働者への固定出張費に対する個人所得税

2025年5月5日付け、16区域税務支局発行の出張費に対する税務政策に関するオフィシャルレター・第5142/CCTKV.XVI-QLDN2号

企業が社内規定に基づいて、経営生産活動のために従業員へ固定額の出張費を支給している場合で、実際に出張を行った従業員に支給される出張費が、財務省の通達・第111/2013/TT-BTC号第2条2項d.4の規定に適合する場合、当該費用は従業員の課税所得に含めない。

3 仲介手数料費用に対する個人所得税

2025年5月9日付け、税務局発行の仲介手数料費用に対する税務政策に関するオフィシャルレター・第1105/CT-CS号

営業登録を行っていない個人が企業と契約を締結、かつ2021年6月1日付け財務省の通達・第40/2021/TT-BTC号第2条に規定する適用対象に該当しない場合、当該個人の所得は、2013年8月15日付け財務省の通達・第111/2013/TT-BTC号第2条2項cに基づき、給与・賃金からの所得と確定される。企業は、2013年8月15日付け財務省の通達・第111/2013/TT-BTC号の第25条1項iの案内に従い、当該税金を源泉徴収および申告する責任がある。

企業と契約を締結する個人が独立して継続的に商業活動を行い、サービス契約と同一業種での個人事業としての営業登録をしている場合、当該個人の所得は、2021年6月1日付け財務省の通達・第40/2021/TT-BTC号第2条の規定に従い、営業からの所得として確定される。

3 仲介手数料費用に対する個人所得税

2025年5月9日付け、税務局発行の仲介手数料費用に対する税務政策に関するオフィシャルレター・第1105/CT-CS号

そのため、企業は個人との間の合意に基づき、当該個人が営業登録をしていない者なのか、または商人としての条件、独立、継続的な商業活動および業種に合致した営業登録を満たす者なのかを判断し、その上で、契約の本質に応じて、給与・賃金からの所得なのか営業からの所得なのかの課税対象を区別し、適切に税額の計算、申告、納税を行う。

4 健康保険および生命保険の保険料に対する個人所得税

2025年5月16日付け、16区域税務支局発行の健康保険および生命保険の保険料に対する個人所得税に対する税務方針に関するオフィシャルレター・第7813/CCTKV.XVI-QLDN2号

企業が従業員のために任意かつ保険料に積み立て性のない保険商品を購入した場合、当該保険料は規定に基づき、従業員の個人所得税の課税対象所得には算入しない。

企業が従業員のために購入する生命保険が任意であり、企業の説明に基づき保険料に積み立て性を有する商品である場合は、当該支出は個人所得税の納税義務を確定する際に課税所得として確定される。

5 従業員への食事代および送迎費用に対する個人所得税

2025年5月13日付け、15区域税務支局第発行の個人所得税の政策に関するオフィシャルレター・第817/CCTKV.XV-QLDN5号：

企業が、将来の取引先となることを目的として顧客の社員をベトナムに招待し、その際に食事代および送迎費用を負担する場合、当該顧客社員に対するこれらの支出は、2014年8月25日付け財務省の通達・第119/2014/TT-BTC号第2条の規定に基づき、個人所得税の課税対象には該当しない。

6 非売品のサンプルに対する法人税

2025年5月7日付け、税務局発行の非売品のサンプルに対する法人税に関するオフィシャルレター・第1073/CT-CS号：

法人税の優遇適用地域の条件を満たしていることにより、法人税の優遇措置を受ける投資プロジェクトを有する企業は、優遇措置の対象となる所得とは、法人税法の規定により優遇の対象とならない所得を除いたうえで、優遇適用地域において投資プロジェクトの製造・営業活動に起因しない所得を指す。優遇地域において発生していない所得および投資プロジェクトの製造・営業活動から発生していない所得に関しては、法人税の優遇措置の対象とはならない。

7 仲介手数料費用に対する法人税

2025年5月9日付け、税務局発行の仲介手数料費用に対する税務政策に関するオフィシャルレター・第1105/CT-CS号：

商品販売やサービス提供の仲介業務を外国の組織または個人がベトナム国内の組織、個人に対して行い、かつ当該サービスが外国で実施される場合には、通達・第103/2014/TT-BTC号第2条4項の規定に基づき、外国契約者税（FCT）適用の対象には属さない。

企業が支払う仲介手数料について、当該費用が法人税法に基づき損金算入の要件を満たし、かつ損金算入されない対象となっていない場合には、当該手数料は法人税の計算において損金として算入することができる。

8 仲介手数料、広告、マーケティング費用、プロジェクト管理費に対する 法人税上の損金算入

*2025年5月26日付け、15区域税務支局発行の観光・リゾート用ヴィラの販売完了後に発生
するプロジェクト管理費、広告・マーケティング費用、および仲介手数料に対する法人税
の政策に関するオフィシャルレター・第1408/CT-CS号：*

企業が不動産業法・第29/2023/QH15号の第61条、第62条および第63条の規定に従って、
不動産仲介の機能を有する個人または組織に対して支払った仲介手数料・報酬であり、
かつ当該支出が控除可能な費用の要件を満たし、法人税法上の損金不算入項目に該当し
ない場合、当該仲介費用は法人税計算上、損金として算入することが認められる。

9 研修活動に係る法人税優遇

2025年5月28日付け、税務局発行の企業の研修活動に係る法人税優遇政策に関するオフィシャルレター・第1430/CT-CS号：

企業の研修施設における研修活動から生じる所得について：企業が教育・訓練分野で活動し、「教育・職業訓練、医療、文化、スポーツ、環境分野における社会化を実施する施設の形態、規模、基準に関する分類リスト」（項目II）に定める条件を満たす場合、当該研修施設での研修活動から生じる所得には、法人税の優遇措置が適用される。

学校との連携による研修活動から生じる所得について：企業の研修施設以外の場所で実施される連携研修活動が、上記の形態・基準・規模・標準の要件を満たしていない場合、これにより生じた所得については、社会化活動からの所得に対する法人税の優遇措置の対象外となる。この場合、企業は当該所得に対して法人税の申告および納税義務を負う。

10 水道料金およびごみ処理費の代理徴収に係る付加価値税（VAT）税率の判定

1 7区域税務支局発行の水道料金およびごみ処理費の代理徴収に対する付加価値税率の確定に関するオフィシャルレター・第733/CCTKVII-QLDN1号：

複数の種類の商品、サービスを取り扱い、それぞれ異なる付加価値税（VAT）税率の対象となる場合、事業者は各商品・サービスごとに規定された税率に従い、VATを申告する必要がある。事業者がそれぞれの税率を明確に区分できない場合には、事業で取り扱う商品の中で最も高い税率を適用してVATを計算・納付しなければならない。インボイスにおいては、2020年10月19日付け、政府の政令・第123/2020/ND-CP号第10条6項bに基づき、各商品・サービスの税率を明記する必要がある。

10 水道料金およびごみ処理費の代理徴収に係る付加価値税（VAT）税率の判定

1 7区域税務支局発行の水道料金およびごみ処理費の代理徴収に対する付加価値税率の確定に関するオフィシャルレター・第733/CCTKVII-QLDN1号：

生産分野コード（2018年11月1日付け政府首相の決定・第43/2018/QĐ-TTg号の規定に従った）のあるサービスであり、税率10%の対象となるサービス群に該当し、かつ、2024年12月31日付け、政府の政令・第180/2024/NĐ-CP号に添付された付録I、II、IIIのいずれにも該当しない場合、本政令の規定に従って付加価値税の減税対象となる。

11 付加価値税政策

2025年5月8日付け、税務局発行の付加価値税政策に関するオフィシャルレター・第1089/CT-CS号：

企業が輸出向け商品・サービスおよび国内向けの商品・サービス（付加価値税の課税対象と非課税対象の両方）を取り扱う場合、それぞれの活動（輸出、国内非課税販売、国内課税販売）に関連する仕入付加価値税額を区分して会計処理をする必要がある。

区分して会計処理ができない場合、輸出活動に係る仕入れに対する控除対象の付加価値税額は、次のように算定される：

11 付加価値税政策

2025年5月8日付け、税務局発行の付加価値税政策に関するオフィシャルレター・第1089/CT-CS号：

企業は、輸出活動に係る仕入付加価値税額による区分で処理できない部分については、通達・第219/2013/TT-BTC号第14条2項（2015年2月27日付け通達・第26/2015/TT-BTC号第1条9項aにより修正・補足された）に基づき、付加価値税課税対象活動（輸出および国内課税販売）の合計に対する控除可能税額を算定する。

輸出業務に係る仕入税額で区分して会計処理できない場合、企業は、直前の還付申告期間に続く申告期間から現在の還付申告期間までの各付加価値税申告期間における、課税売上（国内課税売上および輸出売上を含む）に対する輸出売上の割合に基づき、仕入付加価値税を按分する。

12 付加価値税政策

2025年5月13日付け、税務局発行の税務政策に関するオフィシャルレター・第1160/CT-CS号：

付加価値税およびインボイスについて：融資の担保として売却される資産が、担保取引の登録に関する法令に従い、権限を有する機関に登録されており、かつ当該資産の処分が担保取引に関する法令に従って実施される場合、前述した通達・第26/2015/TT-BTC号第1条3項の規定に基づき、当該取引は付加価値税の非課税対象となる。

売却される資産が、担保取引に関する法令における融資担保資産に該当しない場合には、当該取引は付加価値税の課税対象となる。

12 付加価値税政策

2025年5月13日付け、税務局発行の税務政策に関するオフィシャルレター・第1160/CT-CS号：

法人税について：ロンアン省税務局（現在の17区域税務支局）が具体的な書類および証憑に基づき、上記の規定と照会し、ロンアン省民事判決執行局および資産売却を委託されたオークション組織と連携のうえ、政令・第126/2020/ND-CP号第8条6項、通達・第78/2014/TT-BTC号第17条5項および法律・第71/2014/QH13号第2条7項の規定に基づき、法人税および個人所得税の申告・源泉徴収・納付を国家予算に対して適正に実施することを提案する。

13 付加価値税政策

2025年05月05日付け、15区域税務支局発行の税務政策に関するオフィシャルレター・第1928/CCTKV15-QLDN3-DON号：

控除方式により税金を納付している企業が、投資法の規定に基づいて新規投資プロジェクト（複数の投資段階または複数の投資項目に分割される場合を含む）を実施する際には、当該投資プロジェクトに係る付加価値税について、通達・第80/2021/TT-BTC号の様式02/GTGTに従って別途申告を行う必要がある。また、現在行っている生産・事業活動に対する納付すべき付加価値税と、投資プロジェクトに係る仕入れ付加価値税を相殺する必要がある。相殺後、投資に係る仕入れ付加価値税の累計額のうち、控除しきれていない金額が3億ドン（300,000,000 VND）以上となる場合には、付加価値税の還付申請を行うことができる。

13 付加価値税政策

2025年05月05日付け、15区域税務支局発行の税務政策に関するオフィシャルレター・第1928/CCTKV15-QLDN3-DON号：

還付申請を行っていない投資プロジェクトに係る控除可能な付加価値税（還付要件を満たさないため還付されなかったが、投資プロジェクト専用の申告書により別途申告された税額）については、プロジェクトが稼働を開始した後、通達・第80/2021/TT-BTC号の様式01/GTGTの申請書上の指標（39a）にて、引き続き控除対象として申告することができる。

14 付加価値税政策

2025年05月20日付け、15区域税務支局発行の付加価値税（VAT）還付に関するオフィシャルレター・第2521/CCTKV15-QLDN3-DON号:

企業がベトナムに拠点を有する外国商人に対して商品を販売し、および保税倉庫を通じて第三者であるベトナム企業に商品を引き渡すよう指定された場合、当該商品が国外の組織・個人に販売され国外で消費される、または非課税区域内の組織・個人に販売され非課税区域内で消費されるという輸出商品の条件を満たさない場合には、通達・第219/2013/TT-BTC号第9条1項の規定に基づき0%の税率が適用される輸出商品の対象には該当しない。

15 外国契約者税（FCT）に関するガイドライン

2025年5月23日付、16区域税務支局発行の税務政策に関するオフィシャルレター 第2223/CCTKV18-QLDN2号:

企業が外国に勤務、居住する個人と販売仲介契約を締結し、かつ当該個人が通達・第111/2013/TT-BTC号第1条1項の条件を満たさない場合、同通達第1条2項に基づきベトナム非居住者として認定される。非居住者で給与所得のある個人には、同通達第18条1項に従い、個人所得税率20%が適用される。

企業が外国向けの物品販売またはサービス提供の仲介契約を個人と締結し、かつ通達・第103/2014/TT-BTC号第2条4項の条件を満たす場合、当該個人の仲介収入は外国人請負者税の対象外となる。

16 外国事業者に対する直接的な税務管理機関の変更

2025年5月16日付け、電子商取引税務支局発行の外国事業者に対する直接的な税務管理機関の変更に関する通達・第08/TB-TMDT号：

- 2025年5月19日より、直接管理する税務当局が以下のとおり変更される：
 - 管轄税務機関：大企業税務支局 → 電子商取引税務支局
 - 担当部署：申告・会計・税務およびデータ部門 → 第1税務管理部門
- 登録、申告、納税、納税者との情報交換等に関する手続きは、引き続き「外国事業者向けポータルサイト」（ウェブサイト：<https://etaxvn.gdt.gov.vn/nccnn/>）を通じて行う。

16 外国事業者に対する直接的な税務管理機関の変更

2025年5月16日付け、電子商取引税務支局発行の外国事業者に対する直接的な税務管理機関の変更に関する通達・第08/TB-TMDT号：

- 電子商取引税務支局の情報：

- 収機関コード：3034411

- 所在地：ハノイ市ハイバーチュン区ファムディンホー坊グエンコンチュ通り1A番地 税務局本部3階

- サポート電話番号：+84.386.068.927

- サポートメールアドレス：ntanh10@gdt.gov.vn

ベトナムにおいて税務義務の履行に際してご不明な点がございましたら、上記の連絡先までお気軽にお問い合わせください。適切かつ迅速にご案内いたします。

17 米ドル建て財務諸表をベトナムドン建てに換算

2025年05月19日付け、16区域税務支局発行の米ドル建て財務諸表をベトナムドン建てに換算に関するオフィシャルレター・第7902/CCTKV.XVI-QLDN2号：

企業が外貨通貨建てで財務諸表を作成している場合、公に開示する場合やベトナム国内の国家管理機関に提出する場合には、財務諸表をベトナムドンに換算する必要がある。

外貨で作成された財務諸表をベトナムドンに換算する際には、財務省の通達・第200/2014/TT-BTC号第107条2項の規定に従って実施するものとする。

18 政令・第70/2025/NĐ-CP号に基づく電子インボイスの作成ガイドライン

2025年付け、7 区域税務支局タイグエン市の地域税務機関発行の政令・第70/2025/NĐ-CPに基づく電子インボイスの作成ガイドラインに関するガイダンスであるオフィシャルレター・第2921/ĐTTNG-QLDN号:

商品販売やサービス提供を行い、購入者に電子インボイスを用いる納税者（特に個人事業主や個人顧客に対して）は、税コードまたは公民身分証番号の記載が義務付けられている。ただし、個人消費者への特定取引においては例外があり、これは政令・第123/2020/NĐ-CP第10条14項c（2020年10月19日）および政令・第70/2025/NĐ-CP第1条7項d（2025年6月1日より施行）に規定されている。この例外に該当するのは、スーパーマーケットやショッピングセンターにおいて販売、または非事業用個人顧客へのガソリン販売に関する電子インボイスも含まれる。インボイスの内容に誤りがある場合は、政令・第123/2020/NĐ-CP第19条（2025年6月1日以降は政令・第70/2025/NĐ-CP第1条13項）に基づき、修正または差替えの手続きを行う必要がある。企業および組織は、電子インボイスの発行業務を適切に見直し、必要な情報を漏れなく記載する責任がある。

新情報 2025年5月

18 政令・第70/2025/NĐ-CP号に基づく電子インボイスの作成ガイドライン

2025年付け、7 区域税務支局タイグエン市の地域税務機関発行の政令・第70/2025/NĐ-CPに基づく電子インボイスの作成ガイドラインに関するガイダンスであるオフィシャルレター・第2921/ĐTTNG-QLDN号:

納税者がインボイスに記載すべき必須項目（特に、税コードを持つ事業者である購入者の納税者番号）を記載せずに、インボイスまたは証憑を発行・使用する場合、これはインボイスに関する法令違反と見なされ、不正なインボイス・証憑の使用として行政処分の対象となる。

Abbreviations

VAT	Value Added Tax	MOF	Ministry of Finance
PIT	Personal Income Tax	GDT	General Department of Taxation
CIT	Corporate Income Tax	MOIT	Ministry of Industry and Trade
FCT	Foreign Contractor Tax	MOLISA	Ministry of Labor, War Invalids and Social Affair
SCT	Special Consumption Tax	DPI	Department of Planning and Investment
IET	Import and Export Tax	SBV	The State Bank of Vietnam
OTH	Other	EPE	Export processing enterprises
OL	Official Letter	EPZ	Export Processing Zone
ACC	Accounting	IZ	Industrial Zone
LAB	Labor		



2025年5月 新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺ってください。





お問合せ

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

HO CHI MINH OFFICE

Unit 603, 6F, Citilight Tower, 45 Vo Thi Sau Street, Dakao Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

Tel: +84 8 3820 5731/ 2 | Fax: +84 8 3820 0906

HA NOI OFFICE

19F, Tower 1, Capital Place Building, 29 Lieu Giai Street, Ngoc Khanh Ward, Ba Dinh District, Hanoi city, Vietnam

Tel: +84 81 489 4789

TOKYO OFFICE

Corporate Advisers Inc

Japan Tokyo-to Chiyoda-ku, Kasumigaseki 3-2-5 Kasumigaseki Building 33F

Tel: +81 3 3593 3238 | Fax: +81 3 3593 3248



URL: www.kmc.vn

Email: info@kmc.vn

Hotline in English: +84 81 489 4789

Hotline in Japanese: +84 91 988 9331

